

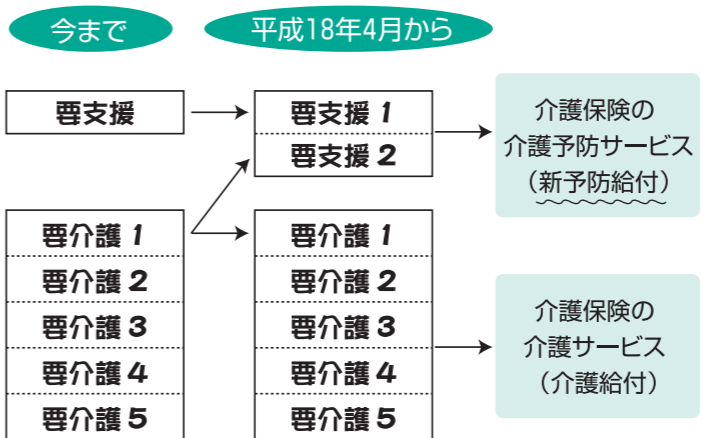
介護予防であなただの 元気な暮らしを応援します。

元気な人がなるべく要介護状態にならないように、また要介護状態になっても地域で自立した生活が送れるように、平成18年度から介護保険制度が見直されます。

◆今回の見直しの特徴は
「介護予防」と「自立支援」の強化です。

できる限り要介護状態にならないようにすること、たとえ要介護状態になってもそれ以上悪化しないようにする取り組みをします。一人ひとりの「生きがい」を引き出し、自立した生活を目指します。そのため...

①要介護状態の区分が変わります。
従来の6段階から「要支援1・2、要介護1〜5」の7段階になります。
具体的には、要介護1に該当していた方が心身の状態によって要支援2と要介護1に分かれることとなります。



「ゴミ」に関するニュース

毎日の生活の中で必ず出てくる「ゴミ」。今月号では、ごみの収集方法や「ゴミ袋」について4月1日から変更する部分についてお知らせします。

①収集方法が一部変わります。

4月1日から、燃えるごみは週2回、燃えないごみは月1回の収集になります。また、資源ごみの取扱いも一部変更させていただくことになりました。具体的な収集曜日や資源ごみの内容等の詳細につきましては、3月下旬に各ご家庭に配付いたします「環境カレンダー」でご確認ください。ごみ袋1枚分のごみを処理するのに、280円かかっています。ごみの減量にご協力をお願いします。

②ごみ袋の種類が増えました。

市指定ごみ収集袋については、集袋については、一般家庭用大、小、事業所用大、小の4種類を昨年から販売していましたが、新たに2種類のごみ袋が増えました。新しい種類は、一般家庭用手提げ大(1組20枚入り220円)、事業所用特大(1組20枚入り1,800円)で、2月1日から市役所および各支所で暫定的に販売を始めました。なお、市内各売捌き所での本格的な販売は、4月から行う予定です。



●現在販売中			
一般家庭用大 (1組20枚入り)	200円	容量 60%	
一般家庭用小 (1組20枚入り)	120円	容量 20%	
事業所用大 (1組20枚入り)	1,200円	容量 60%	
事業所用小 (1組20枚入り)	600円	容量 20%	
●新規販売予定			
一般家庭用手提げ大 (1組20枚入り)	220円	容量 60%	
事業所用特大 (1組20枚入り)	1,800円	容量 90%	

③事業所のごみ収集方法が変わります。
事業所のごみ収集(事業系一般廃棄物)については、市指定の「事業所用燃えるごみ収集袋」を作成し、一定の負担をいただいております。しかしながら、現在、各地域単位で事業所のごみ収集方法や取り扱いに違いがありました。そこで、今回、市内統一の取り扱い基準を定めました。4月1日からこの基準により取り扱いますので、事業所の方はご対応いただきますようお願い申し上げます。

④特別事業所のごみ回収回数は週2回もしくは週5回とします。
特別事業所のごみ回収回数の基本は、週2回です。ただし、生ごみおよび大量のごみを排出する事業所については、週5回まで対応することとします。生ごみは臭気や衛生面からその保管が困難であると想定されることから、また大量のごみを排出する場合、週2回は1回毎の収集量が多くなり、市の収集業務に支障を来すことから、週5回まで対応することとします。

⑤少量(1回2袋以内)のごみ排出業者は一般家庭扱いとなります。
少量週2回収集の場合、1回に市指定ごみ収集袋大(2袋以内)のごみ排出事業者であれば、一般家庭と同様、一般家庭ごみ袋で地区集積所に出すことができます。ただし、当

②「新予防給付」が始まります。
サービスの利用によって心身の状態が改善する見込みが高い「要支援1・2」の方は、新予防給付の介護予防サービスを利用します。
「運動器官の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」等の新たなプログラムを加えて、個人の目標に合った介護予防プランを作成します。

③「おたつしゃ問診」を実施します!
要支援準備の危険性がないか、生活機能の低下がないか、介護予防の対象となる方がどうか等を把握するため、生活機能全般をとらえた「おたつしゃ問診」を基本健康診査等で65歳以上の方に実施します。「基本健康診査」は必ず受診しましょう。

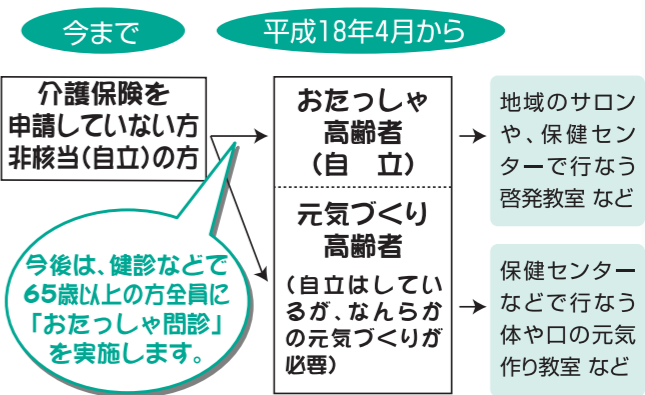
また「おたつしゃ問診」の結果を受けて、4月から次の事業を実施します。
・「元気づくり高齢者」：地域支援事業の介護予防サービスを利用して、生活機能低下を予防。
・「運動器官の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」、「閉じこもり予防支援」、「認知症予防支援」、「うつ予防支援」など
・「おたつしゃ高齢者」：地域支援事業の一般向け介護予防事業を利用。
「高齢者健康相談」、「高齢者食生活教室」、「高齢者転ばない生活教室」など
※保健師や専門スタッフが行う各種の教室や介護予防プログラム、ボランティアによる活動等を通じて予防や支援を行います。

②「事業所用燃えるごみ収集袋」を利用してください。
特別事業所ごみ収集の申請をし、受理された事業所は、事業所用燃えるごみ収集袋を出してください。

③特別事業所は戸別回収します。
特別事業所(申請をし受理された事業所)については、戸別回収します。ただし、集積所はごみ収集車が近づける場所を事業者の方で確保してください。

④特別事業所のごみ回収回数は週2回もしくは週5回とします。
特別事業所のごみ回収回数の基本は、週2回です。ただし、生ごみおよび大量のごみを排出する事業所については、週5回まで対応することとします。生ごみは臭気や衛生面からその保管が困難であると想定されることから、また大量のごみを排出する場合、週2回は1回毎の収集量が多くなり、市の収集業務に支障を来すことから、週5回まで対応することとします。

⑤少量(1回2袋以内)のごみ排出業者は一般家庭扱いとなります。
少量週2回収集の場合、1回に市指定ごみ収集袋大(2袋以内)のごみ排出事業者であれば、一般家庭と同様、一般家庭ごみ袋で地区集積所に出すことができます。ただし、当



予防接種が変わります。

～麻しん・風しん～

4月1日より麻しん(はしか)と風しんの予防対策を一層強化するため、麻しん・風しん予防接種の実施方法が変わります。

予防接種の対象時期が変わるほか、ワクチンも混合ワクチンに変わりますので、麻しん・風しんのどちらかの予防接種を接種済みの児は、かかりつけ医と相談の上、3月31日までに、もう一方のワクチンを接種してください。なお、4月1日以降は任意接種となります。

◆問い合わせ先
健康推進課
☎(25)81-110

平成18年4月1日以降の接種時期(改正後)

接種の種類	接種の時期								接種方法
	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	
麻しん風しん混合ワクチン	第1期				第2期				第1期及び第2期の計2回接種

※接種年齢 第1期 1歳以上2歳未満の児 第2期 5歳以上7歳未満で、小学校就学前1年間にある児